

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	33,176	流 動 負 債	38,500
現金預金	533	支払手形・工事未払金等	22,857
受取手形・完成工事未収入金等	20,227	短期借入金	10,665
未成工事支出金	5,156	未払法人税等	118
材料貯蔵品	356	未成工事受入金	3,032
短期貸付金	4,154	完成工事補償引当金	243
その他	2,880	工事損失引当金	236
貸倒引当金	△ 132	賞与引当金	388
固 定 資 産	17,171	そ の 他	959
有形固定資産	16,349	固 定 負 債	3,498
建物・構築物	2,068	退職給付引当金	3,469
機械・運搬具・工具器具備品	2,074	そ の 他	29
土地	12,174	負 債 合 計	41,998
建設仮勘定	31	(純資産の部)	
無形固定資産	126	株 主 資 本	8,337
投資その他の資産	696	資 本 金	2,000
投資有価証券	256	資本剰余金	1,550
破産更生債権等	858	利益剰余金	4,806
その他	351	自己株式	△ 19
貸倒引当金	△ 769	評価・換算差額等	12
		その他有価証券評価差額金	12
資 産 合 計	50,348	純 資 産 合 計	8,349
		負 債 純 資 産 合 計	50,348

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		
完成工事高	50,633	
製品売上高	20,792	
不動産事業等売上高	162	71,589
売 上 原 価		
完成工事原価	46,582	
製品売上原価	16,431	
不動産事業等売上原価	124	63,138
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	4,051	
製品売上総利益	4,361	
不動産事業等総利益	38	8,451
販売費及び一般管理費		4,365
営 業 利 益		4,085
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	6	
受取遅延利息	36	
土地賃貸料	17	
その他の他	14	78
営業外費用		
支払利息	284	
シンジケートローン組成費用	123	
その他の他	50	458
経 常 利 益		3,705
特別利益		
固定資産売却益	7	
貸倒引当金戻入額	8	
その他の他	3	19
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	38	
減損損失	269	
固定資産撤去費	50	
その他の他	3	364
税金等調整前当期純利益		3,361
法人税、住民税及び事業税		77
当 期 純 利 益		3,283

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	2,000	1,550	1,523	△18	5,054
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			3,283		3,283
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	3,283	△0	3,282
平成22年3月31日残高	2,000	1,550	4,806	△19	8,337

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成21年3月31日残高	10	10	5,065
連結会計年度中の変動額			
当期純利益			3,283
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1	1	1
連結会計年度中の変動額合計	1	1	3,284
平成22年3月31日残高	12	12	8,349

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

7社

当連結会計年度において連結子会社の株式売却により1社、清算終了により2社減少しております。

連結子会社の名称

新世紀工業株式会社
株式会社水戸プロパティ
エスティ建材株式会社
エス・ティ・サービス株式会社
やまびこ工業株式会社
みちのく工業株式会社
中外エンジニアリング株式会社

(2) 非連結子会社の状況

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

持分法非適用の関連会社の名称

ガルフシール工業株式会社
能登アスコン株式会社

持分法非適用の関連会社の過去5年間における平均の当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれの合計額は、いずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算期と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物… 7～50年

機械・運搬具・工具器具備品… 5～7年

- ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金は、完成工事のかし担保等の費用に充てるため、当連結会計年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。
- ③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ④ 賞与引当金は、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上することとしております。
- ⑤ 退職給付引当金は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,769百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌連結会計年度から費用処理しております。

<会計方針の変更>

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。
なお、これによる損益に与える影響はありません。

(5) 収益及び費用の計上基準

（完成工事高の計上基準）

当連結会計年度に着手した工事契約から当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、施工面積等に基づく予算原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

<会計方針の変更>

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用しております。

なお、当連結会計年度においては工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、損益に与える影響はありません。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度を適用しております。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,266百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

建物	752百万円
土地	9,548百万円
 - ② 担保に係る債務

短期借入金	10,665百万円
-------	-----------
3. 保証債務 5百万円
4. 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示
債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当連結会計年度末21,845百万円）を債権から直接減額しております。

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式総数

普通株式	128,972,037株
A種優先株式	6,000,000株
B種優先株式	11,800,000株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	196,979株
------	----------

IV. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理を持ってリスク低減を図っております。短期貸付金は、主に東急グループ全体で統合管理するキャッシュマネジメントシステムに係るものであります。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金預金	533	533	—
受取手形・完成工事未収入金等	20,227	20,227	—
短期貸付金	4,154	4,154	—
投資有価証券	48	48	—
支払手形・工事未払金等	(22,857)	(22,857)	—
短期借入金	(10,655)	(10,655)	—

※ 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金預金、受取手形・完成工事未収入金等並びに短期貸付金は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (3) 支払手形・工事未払金等並びに短期借入金は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額208百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため「投資有価証券」には含めておりません。

<追加情報>

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△4円27銭
1株当たり当期純利益	22円48銭

1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式の払込金額8,900百万円を控除した、普通株式に係る期末純資産額を普通株式の期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)で除して算出しております。

VI. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
事業用資産	建物・構築物、機械・運搬具・工具器具備品、土地等	神奈川県他	269

当社グループは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行いました。営業損益が継続的にマイナスになるなど、当連結会計年度において収益性が著しく低下した資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額269百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物・構築物97百万円、機械・運搬具・工具器具備品44百万円、土地114百万円、無形固定資産13百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、使用価値の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローを2.0%で割引いて算定しております。

(2) 当社は平成17年9月に株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)をアレンジャーとするシンジケートローン契約(当連結会計年度末タームローン残高10,665百万円)を締結しておりましたが、平成22年3月に同行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を総額10,150百万円にて再締結しております(実行日は平成22年5月31日)。

当該シンジケートローン契約には、新旧ともに財務制限条項が付されておりますが、当連結会計年度に適用される財務制限条項は、従前の契約によるものであり、その要旨は以下のとおりであります。

- ① 各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における従来の資本の部の金額を、平成18年3月期においては30億円以上にそれぞれ維持し、平成19年3月期以降の各期においては当該決算期の直前の決算期または平成18年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。

- ② 各決算期の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 各決算期の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを、平成18年3月期においては11.0以下に維持し、平成19年3月期以降の各決算期においては15.0以下にそれぞれ維持すること。
- ④ 各決算期の連結損益計算書におけるインタレスト・カバレッジ・レシオ（当該損益計算書における「営業利益」の金額を「支払利息」の金額で除した数値をいう。）を、平成18年3月期においては2.0以上に維持し、平成19年3月期以降の各期においては1.3以上にそれぞれ維持すること。
- ⑤ 平成19年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。

なお、平成22年3月に再締結したシンジケートローン契約では、財務制限条項の修正が行われております。新しい財務制限条項の要旨は以下のとおりであります。

- ① 平成23年3月期以降の各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期または平成21年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 平成23年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 平成23年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。
- ④ 平成23年3月期以降の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを15.0以下にそれぞれ維持すること。

上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,174	流動負債	38,503
現金預金	458	支払手形	8,917
受取手形	761	工事未払金	9,162
完成工事未収入金	11,817	買掛金	4,525
売掛金	7,518	短期借入金	11,029
販売用不動産	32	未払法人税等	109
未成工事支出金	5,115	未成工事受入金	2,989
材料貯蔵品	322	完成工事補償引当金	243
短期貸付金	4,378	工事損失引当金	236
未収入金	1,097	賞与引当金	384
信託受益権	1,688	営業外支払手形	7
その他	120	その他	897
貸倒引当金	△ 137	固定負債	3,482
固定資産	16,759	退職給付引当金	3,462
有形固定資産	15,803	その他	19
建物・構築物	2,038	負債合計	41,986
機械・運搬具	1,516	(純資産の部)	
工具器具・備品	75	株主資本	7,934
土地	12,142	資本金	2,000
建設仮勘定	31	資本剰余金	1,550
無形固定資産	74	資本準備金	500
投資その他の資産	881	その他資本剰余金	1,050
投資有価証券	248	利益剰余金	4,403
関係会社株式	163	その他利益剰余金	4,403
長期貸付金	42	繰越利益剰余金	4,403
破産更生債権等	858	自己株式	△ 19
その他	446	評価・換算差額等	12
貸倒引当金	△ 878	その他有価証券評価差額金	12
資産合計	49,933	純資産合計	7,947
		負債純資産合計	49,933

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高	50,181	
完成工事高	20,741	70,922
製品売上高		
売 上 原 価	46,301	
完成工事原価	16,388	62,689
製品売上原価		
売 上 総 利 益	3,879	
完成工事総利益	4,353	8,233
製品売上総利益		
販売費及び一般管理費		4,297
営業利益		3,936
営業外収益		
受取利息配当金	14	
土地賃貸料	19	
受取遅延利息	36	
その他	14	85
営業外費用		
支払利息	285	
シンジケートローン組成費用	123	
その他	49	458
経常利益		3,563
特別利益		
固定資産売却益	4	
貸倒引当金戻入額	8	
子会社株式売却益	6	
子会社清算益	2	
その他	2	24
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	38	
貸倒引当金繰入額	29	
減損損失	203	
固定資産撤去費	50	
その他	3	326
税引前当期純利益		3,260
法人税、住民税及び事業税		30
当期純利益		3,230

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その 他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余 金	利 益 剰余 金 合 計		
平成21年3月31日残高	2,000	500	1,050	1,550	1,173	1,173	△18	4,705
事業年度中の変動額								
当期純利益					3,230	3,230		3,230
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			△0	△0			0	0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	3,230	3,230	△0	3,229
平成22年3月31日残高	2,000	500	1,050	1,550	4,403	4,403	△19	7,934

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成21年3月31日残高	10	10	4,715
事業年度中の変動額			
当期純利益			3,230
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	1	1	1
事業年度中の変動額合計	1	1	3,231
平成22年3月31日残高	12	12	7,947

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び未成工事支出金 … 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品 … 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 … 7～50年

機械・運搬具 … 5～7年

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金は、完成工事のかし担保等の費用に充てるため、当事業年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。

③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 賞与引当金は、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,769百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌期から費用処理しております。

<会計方針の変更>

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(5) 収益及び費用の計上基準

（完成工事高の計上基準）

当事業年度に着手した工事契約から当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、施工面積等に基づく予算原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

<会計方針の変更>

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度より適用しております。

なお、当事業年度においては工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、損益に与える影響はありません。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	17,414百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	建物 739百万円
	土地 9,548百万円
② 担保に係る債務	短期借入金 10,665百万円
(3) 保証債務	5百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	1,752百万円
② 長期金銭債権	155百万円
③ 短期金銭債務	804百万円
(5) 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示	
債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当事業年度末21,761百万円）を債権から直接減額しております。	

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 営業取引による取引高	
売上高	4,030百万円
仕入高	1,150百万円
② 営業取引以外の取引による取引高	48百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	196,979株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金		1,635百万円
退職給付引当金		1,409百万円
長期販売用会員権評価損		223百万円
投資有価証券評価損		121百万円
ゴルフ会員権評価損		172百万円
子会社株式評価損		5,339百万円
減損損失		950百万円
賞与引当金		156百万円
繰越欠損金		2,838百万円
その他		364百万円
繰延税金資産小計		13,212百万円
評価性引当額		△13,212百万円
繰延税金資産合計		—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額		1百万円
繰延税金負債合計		1百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	新世紀工業㈱	(所有) 直接 100%	役員の兼任 舗装資材の 販売	製品売上高	1,513	売掛金	1,106

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 舗装資材の販売については、市場価格、総原価等を勘案した上で販売単価を決定しております。
- ② 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	東急ファイナンスアンドアカウンティング㈱	—	運転資金の貸借	資金の貸付 受取利息	4,141 0	短期貸付金	4,141

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資金管理を東急グループ全体で統合管理するキャッシュマネジメントシステムに係るものであり期末残高を記載しております。
- ② 利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△7円40銭
1株当たり当期純利益	22円11銭

1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式の払込金額8,900百万円を控除した、普通株式に係る期末純資産額を普通株式の期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

8. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
事業用資産	建物・構築物、機械・運搬具、工具器具・備品、土地等	神奈川県他	203

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行いました。営業損益が継続的にマイナスになるなど、当事業年度において収益性が著しく低下した資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額203百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物・構築物86百万円、機械・運搬具、工具器具・備品43百万円、土地60百万円、無形固定資産12百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、使用価値の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローを2.0%で割引いて算定しております。

(2) 当社は平成17年9月に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）をアレンジャーとするシンジケートローン契約（当事業年度末タームローン残高10,665百万円）を締結しておりましたが、平成22年3月に同行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を総額10,150百万円にて再締結しております（実行日は平成22年5月31日）。

当該シンジケートローン契約には、新旧ともに財務制限条項が付されておりますが、当事業年度に適用される財務制限条項は、従前の契約によるものであり、その要旨は以下のとおりであります。

- ① 各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における従来の資本の部の金額を、平成18年3月期においては30億円以上にそれぞれ維持し、平成19年3月期以降の各期においては当該決算期の直前の決算期または平成18年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 各決算期の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 各決算期の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを、平成18年3月期においては11.0以下に維持し、平成19年3月期以降の各決算期においては15.0以下にそれぞれ維持すること。
- ④ 各決算期の連結損益計算書におけるインタレスト・カバレッジ・レシオ（当該損益計算書における「営業利益」の金額を「支払利息」の金額で除した数値をいう。）を、平成18年3月期においては2.0以上に維持し、平成19年3月期以降の各期においては1.3以上にそれぞれ維持すること。
- ⑤ 平成19年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。

なお、平成22年3月に再締結したシンジケートローン契約では、財務制限条項の修正が行われております。新しい財務制限条項の要旨は以下のとおりであります。

- ① 平成23年3月期以降の各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期または平成21年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 平成23年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 平成23年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。
- ④ 平成23年3月期以降の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを15.0以下にそれぞれ維持すること。

上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。